

# ○石垣市消防手数料条例

平成12年3月24日

条例第27号

改正 平成17年9月30日条例第23号

平成22年10月14日条例第15号

平成24年6月25日条例第23号

平成26年3月27日条例第6号

平成30年3月29日条例第13号

## (目的)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第227条の規定に基づき、消防法(昭和23年法律第186号)及び石垣市火災予防条例(平成3年石垣市条例第7号)に定める危険物の取扱いに関する手数料について必要な事項を定めるものとする。

## (用語の定義)

第2条 この条例における用語の意義は、消防法、危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号)及び危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号)に定めるところによるものとする。

## (手数料の種類及び金額)

第3条 消防法の規定及び石垣市火災予防条例第47条の規定により徴収する手数料の種類及び金額は、別表のとおりとする。

## (証明手数料)

第4条 罹災証明に関する証明その他の証明を受けようとする者は、その種類に応じ市長の定める額の手数料を納めなければならない。

## (納付の時期)

第5条 手数料は、許可手数料、承認手数料、検査手数料にあつては、申請のときに、再交付手数料及び証明手数料にあつては、再交付又は証明を受けるときに納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

## (準用)

第6条 この条例に定めるもののほか、手数料の免除、及び還付については、石垣市手数料徴収条例(平成12年石垣市条例第25号)の規定を準用する。

## (過料)

第7条 詐欺その他不正の行為により手数料の徴収を免れた者は、その免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に

処する。

(委任)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成17年条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年条例第15号)

この条例は、公布の日から施行し、平成22年10月1日から適用する。

附 則(平成24年条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年条例第6号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成30年条例第13号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

別表

(平17条例23・平22条例15・平24条例23・平26条例6・平30条例13・一部改正)

手数料を納付すべき者	区分		手数料の額
(1) 消防法第10条第1項ただし書きの規定による仮に貯蔵し、又は取り扱う場合の承認を受けようとする者			5,400円
(2) 消防法第11条第1項前段の規定による設置の許可を受	製造所	指定数量の倍数が10以下のもの	3万9,000円
		指定数量の倍数が10を超え50以下のもの	5万2,000円
		指定数量の倍数が50を超え100以下のもの	6万6,000円

けようとする者		もの		
		指定数量の倍数が100を超え200以下のもの	7万7,000円	
		指定数量の倍数が200を超えるもの	9万2,000円	
	貯蔵所	屋内貯蔵所	指定数量の倍数が10以下のもの	2万円
			指定数量の倍数が10を超え50以下のもの	2万6,000円
			指定数量の倍数が50を超え100以下のもの	3万9,000円
			指定数量の倍数が100を超え200以下のもの	5万2,000円
			指定数量の倍数が200を超えるもの	6万6,000円
		特定屋外タンク貯蔵所及び準特定	指定数量の倍数が100以下のもの	2万円
			指定数量の倍数が100を超え1万以下のもの	2万6,000円
		屋外タンク貯蔵所以外の屋外タンク貯蔵所(岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)	指定数量の倍数が1万円を超えるもの	3万9,000円
		準特定屋外タンク貯蔵所(岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)		57万円
		特定屋外タンク貯蔵所(浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうちの	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの	88万円
			危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満のもの	107万円

総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所(以下「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。)、浮き蓋付きの特定屋外タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所(以下「浮き蓋付き特定屋外タンク貯蔵所」という。)及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)	危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満のもの	120万円
	危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満のもの	152万円
	危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満のもの	178万円
	危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満のもの	407万円
	危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満のもの	534万円
	危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上のもの	649万円
	浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの
及び浮き蓋付き特定屋外	危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満のもの	141万円

タンク貯蔵の 所	危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満のもの	158万円
	危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満のもの	194万円
	危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満のもの	226万円
	危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満のもの	455万円
	危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満のもの	582万円
	危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上のもの	707万円
	岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所	危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル未満のもの
タンク貯蔵所	危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上50万キロリットル未満のもの	747万円
	危険物の貯蔵最大数量が50万キロリットル以上のもの	1,090万円
屋内タンク貯蔵所		2万6,000円
地下タンク貯蔵所	指定数量の倍数が100以下のもの	2万6,000円
	指定数量の倍数が100を超えるもの	3万9,000円
簡易タンク貯蔵所		1万3,000円
移動タンク貯蔵所(積載式移動タンク貯蔵所及び危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号)第15条第3項の移動タンク貯蔵所を除く。)		2万6,000円
積載式移動タンク貯蔵所又は第15条第3項の移動タンク貯蔵所		3万9,000円
屋外貯蔵所		1万3,000円
取扱所	給油取扱所(屋内給油取扱所を除く。)	5万2,000円
	屋内給油取扱所	6万6,000円

	第1種販売取扱所	2万6,000円
	第2種販売取扱所	3万3,000円
移送取扱所	危険物を移送するための配管の延長(当該配管の起点又は終点が2以上ある場合には、任意の起点から任意の終点までの当該配管の延長のうち最大のもの。以下同じ。)が15キロメートル以下のもの(危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が0.95メガパスカル以上のものであって、かつ、危険物を移送するための配管の延長が7キロメートル以上のものを除く。)	2万1,000円
	危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が0.95メガパスカル以上であって、かつ、危険物を移送するための配管の延長が7キロメートル以上15キロメートル以下のもの	8万7,000円
	危険物を移送するための配管の延長が15キロメートルを超えるもの	8万7,000円に危険物を移送するための配管の延長が15キロメートル又は15キロメートルに満たない端数を増すごとに2万2,000円を加えた額
	一般取扱所	指定数量の倍数が10以下のもの
	指定数量の倍数が10を超え50以下のもの	5万2,000円
	指定数量の倍数が50を超え100以下のもの	6万6,000円

		指定数量の倍数が100を超え200以下のもの	7万7,000円
		指定数量の倍数が200を超えるもの	9万2,000円
(3) 消防法第11条第1項後段の規定による変更の許可を受けようとする者	変更許可	<p>(2)の貯蔵所区分(特定屋外タンク貯蔵所及び準特定屋外タンク貯蔵所(岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。))にあっては屋外貯蔵タンクのタンク本体並びに基礎及び地盤(地中タンク(危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号。以下「規則」という。))第4条第3項第4号に規定する地中タンクをいう。))に係る特定屋外タンク貯蔵所及び準特定屋外タンク貯蔵所にあつてはタンク本体及び地盤、海上タンク(規則第3条第2項第1号に規定する海上タンクをいう。))に係る特定屋外タンク貯蔵所及び準特定屋外タンク貯蔵所にあつてはタンク本体及び定置設備(規則第4条第3項第6号の2に規定する定置設備をいう。)(定置設備の地盤を含む。))の変更以外の変更に係る変更の許可の申請に係る審査の場合、岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所にあつては、岩盤タンクのタンク本体の変更以外の変更に係る変更の許可の申請に係る審査の場合、危険物の規制に関する政令等の一部を改正する政令(平成6年政令第214号。以下「6年政令」という。))附則第7項に規定する旧基準の特定屋外タンク貯蔵所(以下「旧基準の特定屋外タンク貯蔵所」という。))にあっては、同項第1号及び第2号に掲げる旧基準の特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれの同項第1号又は第2号に定める日(その日前に当該旧基準の特定屋外タンク貯蔵所の構造及び設備が6年政令附則第2項第1号に規定する新基準(以下「6年新基準」という。))に適合することとなった場合にあっては、当該適合することとなった日までに行われた変更の許可の申請(当該旧基準の特定屋外タンク貯蔵所の構造及び設備を6年新基準に適合させるためのものを除く。))に係る審査の場合又は危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令(平成11年政令第3号。以下「11</p>	

			<p>年政令」という。)附則第2項に規定する旧基準の準特定屋外タンク貯蔵所(以下「旧基準の準特定屋外タンク貯蔵所」という。)にあっては、同項各号に掲げる旧基準の準特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、当該各号に定める日(その日前に当該旧基準の準特定屋外タンク貯蔵所の構造及び設備が11年政令附則第2項に規定する新基準(以下「11年新基準」という。)に適合することとなった場合にあっては、当該適合することとなった日)までに行われた変更の許可の申請(当該旧基準の準特定屋外タンク貯蔵所の構造及び設備を11年新基準に適合させるためのものを除く。)に係る審査の場合には、2の屋外タンク貯蔵所(特定屋外タンク貯蔵所、準特定屋外タンク貯蔵所及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)の区分)に応じ、それぞれの当該手数料の額の2分の1の額</p>	
(4) 消防法第11条第5項の規定による完成検査を受けようとする者	設置の完成検査		(2)の区分(特定屋外タンク貯蔵所、準特定屋外タンク貯蔵所又は岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所)にあっては、特定屋外タンク貯蔵所及び準特定屋外タンク貯蔵所以外の屋外タンク貯蔵所とみなして(2)の区分。以下この項において同じ。)に従い、それぞれ当該手数料の額の2分の1の額	
	変更の完成検査		(2)の区分に従い、それぞれ当該手数料の額の4分の1の額	
(5) 消防法第11条第5項ただし書の規定による仮使用の承認を受けようとする者			5,400円	
(6) 設置の許可に係る消防法第11条の2第1項の規定による	完成検査	水張検査	容量1万リットル以下のタンク	6,000円
	前検査		容量1万リットルを超え100万リットル以下のタンク	1万1,000円
			容量100万リットルを超え200万リットル以下のタンク	1万5,000円



る検査を受けようとする者		ル以下のタンク	
		容量200万リットルを超えるタンク	1万5,000円に100万リットル又は100万リットルに満たない端数を増すごとに4,400円を加えた額
	水圧検査	容量600リットル以下のタンク	6,000円
		容量600リットルを超え1万リットル以下のタンク	1万1,000円
		容量1万リットルを超え2万リットル以下のタンク	1万5,000円
		容量2万リットルを超えるタンク	1万5,000円に1万リットル又は1万リットルに満たない端数を増すごとに4,400円を加えた額
	基礎・地盤検査	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	42万円
		危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	56万円
		危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	73万円
		危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	96万円
		危険物の貯蔵最大数量が10万キロリッ	109万円

		トル以上20万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	
		危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	166万円
		危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	190万円
		危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所	212万円
	溶接部検査	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	53万円
		危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	68万円
		危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	103万円
		危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	141万円
		危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	178万円
		危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	343万円
		危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	419万円

			危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所	480万円
		岩盤タンク検査	危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所	932万円
			危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上50万キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所	1,260万円
			危険物の貯蔵最大数量が50万キロリットル以上の屋外タンク貯蔵所	1,730万円
(7) 消防法第11条の2第1項の規定により変更の許可に係る完成検査前検査を受けようとする者	完成検査 前検査	水張検査	(6)の設置の完成検査前検査に係る手数料の区分に従い、それぞれ当該手数料と同一の額	
		水圧検査	(6)の設置の完成検査前検査に係る手数料の区分に従い、それぞれ当該手数料と同一の額	
		基礎・地盤検査	(6)の設置の完成検査前検査に係る手数料の区分に従い、それぞれ当該手数料の2分の1の額	
		溶接部検査	(6)の設置の完成検査前検査に係る手数料の区分に従い、それぞれ当該手数料の2分の1の額	
		岩盤タンク検査	(6)の設置の完成検査前検査に係る手数料の区分に従い、それぞれ当該手数料の2分の1の額	
(8) 消防法第14条の3第1項又は第2項の規定による保安に関する検査を受けようとする者	特定屋外タンク貯蔵所(岩盤タンク貯蔵所を除く。)		危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの	32万円
			危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満のもの	46万円
			危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満のもの	75万円
			危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満のもの	102万円
			危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満のもの	130万円

		危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満のもの	315万円
		危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満のもの	387万円
		危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上のもの	446万円
	岩盤タンクに係る 特定屋外タンク貯蔵所	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上40万キロリットル未満のもの	269万円
		危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上50万キロリットル未満のもの	323万円
		危険物の貯蔵最大数量が50万キロリットル以上のもの	483万円
	移送取扱所	危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が0.95メガパスカル以上であって、かつ、危険物を移送するための配管の延長が7キロメートル以上15キロメートル以下のもの	7万円
		危険物を移送するための配管の延長が15キロメートルを超えるものは、7万円に危険物を移送するための配管の延長が15キロメートル又は15キロメートルに満たない端数を増すごとに1万7,000円を加えた額	
(9) 石垣市火災予防条例第47条の規定により検査を受けようとする者	水張検査	1基につき	6,000円
	水圧検査	タンクの容量が600リットル以下のもの1基につき	6,000円
		タンクの容量が600リットルを超え1万リットル以下のもの1基につき	1万1,000円